

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年7月17日

【発行者名】 ブラックロック・ジャパン株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 出川 昌人

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号

【事務連絡者氏名】 加藤 淳一郎

【電話番号】 03 - 6703 - 4935

**【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券に係るファンドの名称】** i-mizuho中国株式インデックス

**【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券の金額】** 当初申込期間：100億円を上限とします。
継続申込期間：5,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

（注）本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年8月9日付をもって提出した有価証券届出書（平成26年3月24日付の有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。以下「原有価証券届出書」といいます。）の内容の一部に変更がありましたので、関係事項を下記の通り訂正するものであります。

2【訂正の内容】

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

< 訂正前 >

(略)

当ファンドは、追加型証券投資信託であり、追加型投信 / 海外 / 株式 / インデックス型に属しています。下記は、一般社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」に基づき当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

< 商品分類表 >

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産（収益の源泉） | 補足分類 |
|----------------|----------------|---------------------------------------|---------|
| 単位型投信 追加型投信 | 国内 海外 内外 | 株式 債券 不動産投信 その他資産（ ） 資産複合 | インデックス型 |

< 属性区分表 >

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 為替ヘッジ | 対象インデックス |
|--|---|--|-----------------|--------------------------------|
| 株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 （ ） 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型 | 年1回 年2回 年4回 年6回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他 | グローバル （ ） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング | あり （ ） なし | 日経225 TOPIX その他* |

*（FTSE中国25インデックス（円換算ベース））

< 各分類および区分の定義 >

・商品分類

| | | |
|--------------------|-------|---|
| 単位型投信・追加型 投信の区分 | 追加型投信 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。 |
| 投資対象地域による 区分 | 海外 | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |

| | | |
|-------------|---------|--|
| 投資対象資産による区分 | 株式 | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| 補足分類 | インデックス型 | 目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。 |

・属性区分

| | | |
|-------------------------------|---------|---|
| 投資対象資産による属性区分 | 株式・一般 | 目論見書または投資信託約款において、主として株式に投資する旨の記載があるものであって、大型株属性または中小型株属性にあてはまらないものをいう。 |
| 決算頻度による属性区分 | 年1回 | 目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。 |
| 投資対象地域による属性区分 | アジア | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| 為替ヘッジによる属性区分 | 為替ヘッジなし | 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。なお、「為替ヘッジ」とは、対円での為替リスクに対するヘッジの有無をいう。 |
| インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分 | その他 | 日経225およびTOPIXに当てはまらない全てのものをいう。 |

上記は、一般社団法人投資信託協会の定義を基に委託会社が作成したものを含まず。なお、上記以外の商品分類・属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

(略)

ファンドの特色

- a. 当ファンドは、中国の株式等(預託証券を含みます。以下同じ。)を主要投資対象として、中国の株式市場を代表する指数であるFTSE中国25インデックス(円換算ベース)^{*}に連動する運用成果を目指します。

^{*} FTSE中国25インデックス(円換算ベース)は、委託会社がFTSE中国25インデックスに為替(株式会社三菱東京UFJ銀行仲値)を乗じて算出したものです。

当ファンドは、香港証券取引所に上場している中国の株式を主要投資対象とします(本書作成日現在)。

連動を目指す対象指数(ベンチマーク)の選定および変更にあたっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。

上記のベンチマークは、本書作成時現在のものであり、将来、上記の決定方針に基づき変更となる場合があります。

効率的な運用を目的として、株式を主要投資対象とする上場投資信託証券(ブラックロック・グループが運用するETF等)への投資を行う場合があります。

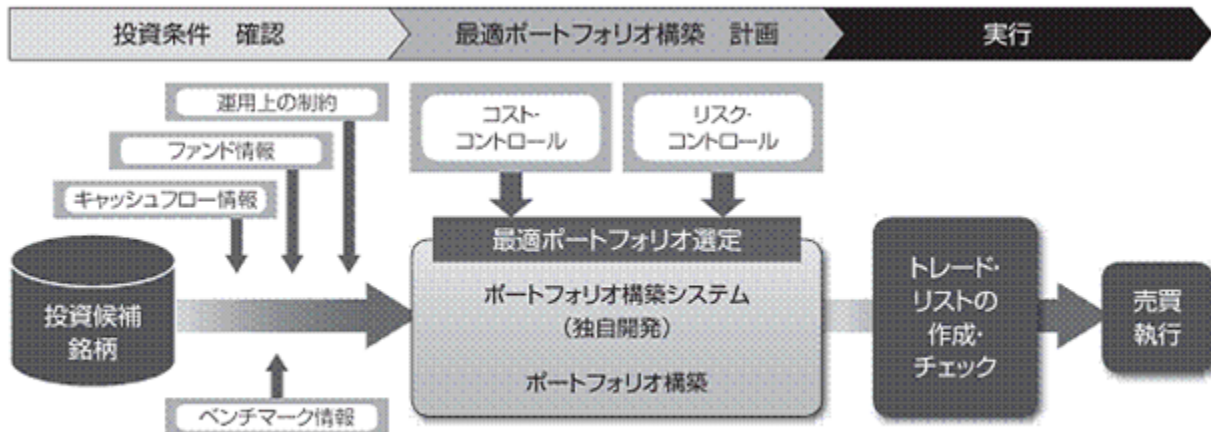
対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用する場合があります。

有価証券の貸付を行う場合があります。その場合、運用の委託先としてブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ・に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。

b．外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

c．運用プロセス（ブラックロックのインデックス運用のプロセス）

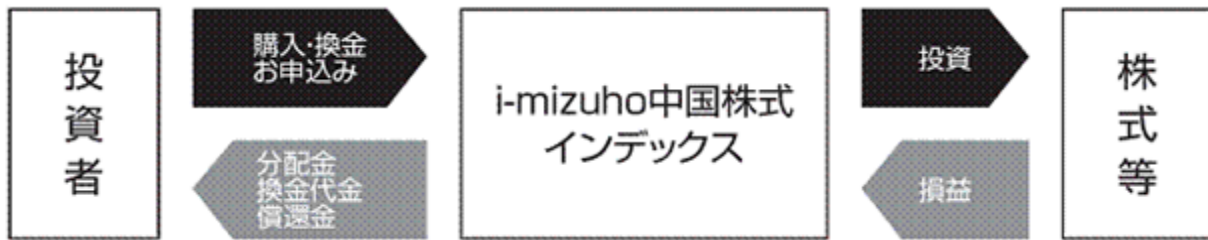
（イメージ図）



※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

※上記運用プロセスは変更となる場合があります。

ファンドの仕組み



「FTSE中国25インデックス」の著作権等について

当ファンドは、FTSE/Xinhua Index Limited（以下「FXI」といいます。）およびFTSE International Limited（以下「FTSE」といいます。）、新華社通信（以下「新華社」といいます。）、ロンドン証券取引所、またはThe Financial Times Limited（以下「FT」といいます。）により支援、推奨、販売または販売促進されるものではなく、FXI、FTSE、新華社、ロンドン証券取引所、FTのいずれも当該インデックスの使用および/またはいかなる日時の指数の数値から得られる結果に関して、明示的、黙示的かを問わず、いかなる保証または表明も行いません。当該インデックスは、FXIによって編集され、計算されます。しかし、FXI、FTSE、新華社、ロンドン証券取引所、FTのいずれも、過失であろうとなかろうと、指数のいかなる誤りについて何人に対しても責任を負わず、また、当該誤りについて何人に対しても通知する義務を負いません。

< 訂正後 >

(略)

当ファンドは、追加型証券投資信託であり、追加型投信/海外/株式/インデックス型に属しています。下記は、一般社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」に基づき当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

< 商品分類表 >

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産（収益の源泉） | 補足分類 |
|----------------|----------------|---------------------------------------|---------|
| 単位型投信 追加型投信 | 国内 海外 内外 | 株式 債券 不動産投信 その他資産（ ） 資産複合 | インデックス型 |

< 属性区分表 >

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 為替ヘッジ | 対象インデックス |
|--------|------|--------|-------|----------|
| | | | | |

| | | | | |
|--|---|--|-----------------|-------------------------------------|
| 株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 () 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型 | 年1回 年2回 年4回 年6回(隔月) 年12回(毎月) 日々 その他 | グローバル () 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング | あり () なし | 日経225 T O P I X その他*1 |
|--|---|--|-----------------|-------------------------------------|

*1 (F T S E 中国25インデックス(円換算ベース))^{*2}

*2 対象インデックスは、2014年9月22日よりF T S E 中国50インデックス(円換算ベース)に変更となる予定です。

< 各分類および区分の定義 >

・商品分類

| | | |
|----------------|---------|---|
| 単位型投信・追加型投信の区分 | 追加型投信 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。 |
| 投資対象地域による区分 | 海外 | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| 投資対象資産による区分 | 株式 | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| 補足分類 | インデックス型 | 目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。 |

・属性区分

| | | |
|-------------------------------|---------|---|
| 投資対象資産による属性区分 | 株式・一般 | 目論見書または投資信託約款において、主として株式に投資する旨の記載があるものであって、大型株属性または中小型株属性にあてはまらないものをいう。 |
| 決算頻度による属性区分 | 年1回 | 目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。 |
| 投資対象地域による属性区分 | アジア | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| 為替ヘッジによる属性区分 | 為替ヘッジなし | 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。なお、「為替ヘッジ」とは、対円での為替リスクに対するヘッジの有無をいう。 |
| インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分 | その他 | 日経225およびT O P I Xに当てはまらない全てのものをいう。 |

上記は、一般社団法人投資信託協会の定義を基に委託会社が作成したものを含みます。なお、上記以外の商品分類・属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

（略）

ファンドの特色

- a．当ファンドは、中国の株式等（預託証券を含みます。以下同じ。）を主要投資対象として、中国の株式市場を代表する指数であるF T S E 中国25インデックス（円換算ベース）^{*} に連動する運用成果を目指します。

^{*} F T S E 中国25インデックス（円換算ベース）は、委託会社がF T S E 中国25インデックスに為替（株式会社三菱東京U F J 銀行仲値）を乗じて算出したものです。なお、当該指数は2014年9月22日よりF T S E 中国50インデックス（円換算ベース）に変更となる予定です。

当ファンドは、香港証券取引所に上場している中国の株式を主要投資対象とします（本書作成日現在）。

連動を目指す対象指数（ベンチマーク）の選定および変更にあたっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。

上記のベンチマークは、本書作成時現在のものであり、将来、上記の決定方針に基づき変更となる場合があります。

効率的な運用を目的として、株式を主要投資対象とする上場投資信託証券（ブラックロック・グループが運用するE T F 等）への投資を行う場合があります。

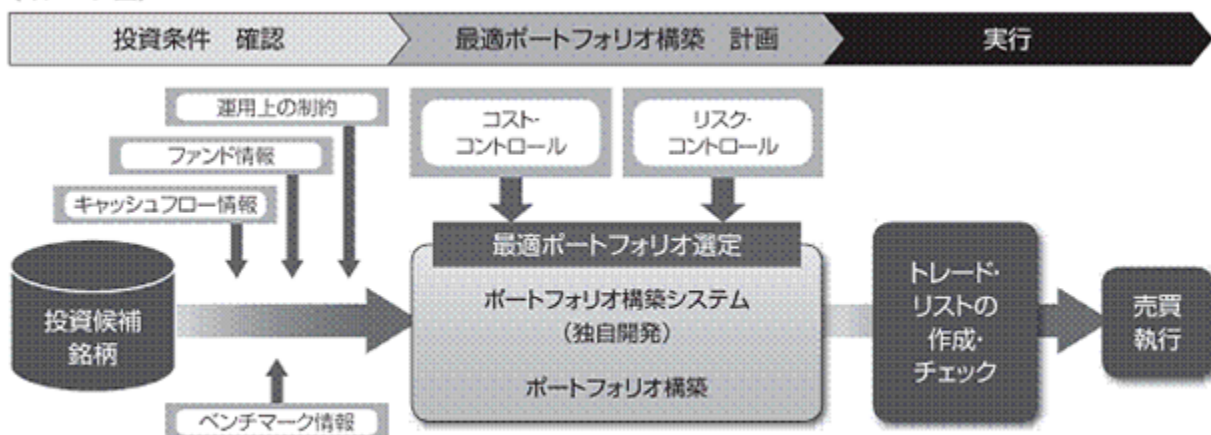
対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用する場合があります。

有価証券の貸付を行う場合があります。その場合、運用の委託先としてブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ・に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。

- b．外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

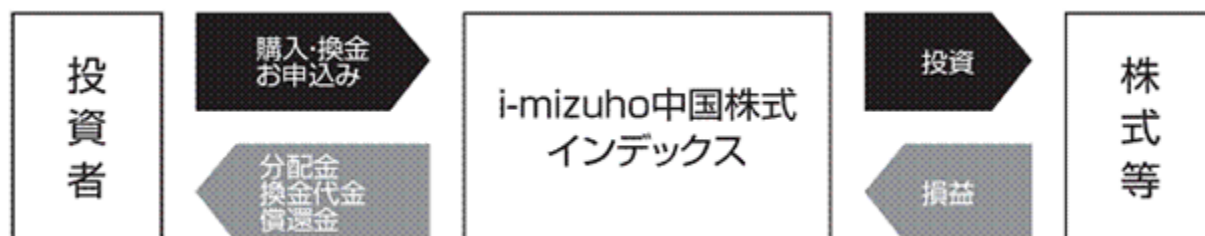
- c．運用プロセス（ブラックロックのインデックス運用のプロセス）

（イメージ図）



※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
※上記運用プロセスは変更となる場合があります。

ファンドの仕組み



「FTSE中国25インデックス」および「FTSE中国50インデックス」の著作権等について

当ファンドは、FTSE/Xinhua Index Limited（以下「FXI」といいます。）およびFTSE International Limited（以下「FTSE」といいます。）、新華社通信（以下「新華社」といいます。）、ロンドン証券取引所、またはThe Financial Times Limited（以下「FT」といいます。）により支援、推奨、販売または販売促進されるものではなく、FXI、FTSE、新華社、ロンドン証券取引所、FTのいずれも当該インデックスの使用および/またはいかなる日時の指数の数値から得られる結果に関して、明示的、黙示的かを問わず、いかなる保証または表明も行いません。当該インデックスは、FXIによって編集され、計算されます。しかし、FXI、FTSE、新華社、ロンドン証券取引所、FTのいずれも、過失であろうとなかろうと、指数のいかなる誤りについて何人に対しても責任を負わず、また、当該誤りについて何人に対しても通知する義務を負いません。

（３）【ファンドの仕組み】

< 委託会社の概況 >

全文訂正につき、訂正後の内容を記載いたします。

< 訂正後 >

平成26年4月末現在の委託会社の概況は、以下の通りです。

a . 資本金 2,435百万円

b . 沿革

| | |
|---------|---|
| 1985年1月 | メリルリンチ投資顧問株式会社 （後のメリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社）設立 1987年3月 証券投資顧問業者として登録 1987年6月 投資一任業務認可を取得 1997年12月 投資信託委託業務免許を取得 |
| 1988年3月 | パークレイズ・デズート・ウェッド投資顧問株式会社 （後のパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社）設立 1988年6月 証券投資顧問業者として登録 1989年1月 投資一任業務認可を取得 1998年3月 投資信託委託業務免許を取得 |
| 1999年4月 | 野村ブラックロック・アセット・マネジメント株式会社 （後のブラックロック・ジャパン株式会社）設立 1999年6月 証券投資顧問業者として登録 1999年8月 投資一任業務認可を取得 |

| | |
|----------|--|
| 2006年10月 | メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号：「ブラックロック・ジャパン株式会社」 |
| 2009年12月 | パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号：「ブラックロック・ジャパン株式会社」 |

c . 大株主の状況

| 株主名 | 住所 | 所有 株式数 | 所有比率 |
|-------------------------------|-------------------|-----------|------|
| ブラックロック・ジャパン・ ホールディングス合同会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 | 10,158株 | 100% |

2【投資方針】

（1）【投資方針】

<訂正前>

中国の株式市場を代表する指数（F T S E 中国25インデックス（円換算ベース））に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更にあたっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。

～ （略）

<訂正後>

中国の株式市場を代表する指数（F T S E 中国25インデックス（円換算ベース）^{*}）に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更にあたっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。

* 当該指数は2014年9月22日よりF T S E 中国50インデックス（円換算ベース）に変更となる予定です。

～ （略）

（3）【運用体制】

<訂正前>

～ （略）

ブラックロック・グループ

ブラックロック・グループは、運用資産残高約3.94兆ドル^{*}（約370兆円）を持つ世界最大級の独立系資産運用グループであり、当社はその日本法人です。

当グループは、世界各国の機関投資家および個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメントおよびオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行っております。また、機関投資家向けに、リスク管理、投資システム・アウトソーシングおよびファイナンシャル・アドバイザー・サービスの提供を行っております。

* 2013年3月末現在。（円換算レートは1ドル＝94.02円を使用）

<訂正後>

～ （略）

ブラックロック・グループ

ブラックロック・グループは、運用資産残高約4.4兆ドル^{*}（約453兆円）を持つ世界最大級の独立系資産運用グループであり、当社はその日本法人です。

当グループは、世界各国の機関投資家および個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメントおよびオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行っております。また、機関投資家向けに、リスク管理、投資システム・アウトソーシングおよびファイナンシャル・アドバイザー・サービスの提供を行っております。

* 2014年3月末現在。（円換算レートは1ドル＝102.985円を使用）

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

<訂正前>

信託報酬の総額

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.6615%（税抜0.63%）の率を乗じて得た額とし、委託会社、販売会社、受託会社の間の配分は次の通りとします。

| | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 | 合計 |
|----------------|----------------------|-----------------------|----------------------|-----------------------|
| 信託財産の純資産総額に対して | 年0.336% (税抜0.32%) | 年0.2835% (税抜0.27%) | 年0.042% (税抜0.04%) | 年0.6615% (税抜0.63%) |

上場投資信託証券等に投資する場合、当該上場投資信託証券等において報酬等がかかることがありますが、投資銘柄や組入比率は固定されていないため、事前に料率、上限額などを表示することができません。

<平成26年4月1日以降、消費税率が8%になった場合は以下の通りとします。>

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.6804%（税抜0.63%）の率を乗じて得た額とし、委託会社、販売会社、受託会社の間の配分は次の通りとします。

| | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 | 合計 |
|----------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 信託財産の純資産総額に対して | 年0.3456% (税抜0.32%) | 年0.2916% (税抜0.27%) | 年0.0432% (税抜0.04%) | 年0.6804% (税抜0.63%) |

上場投資信託証券等に投資する場合、当該上場投資信託証券等において報酬等がかかることがありますが、投資銘柄や組入比率は固定されていないため、事前に料率、上限額などを表示することができません。

(略)

<訂正後>

信託報酬の総額

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.6804%（税抜0.63%）の率を乗じて得た額とし、委託会社、販売会社、受託会社の間の配分は次の通りとします。

| | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 | 合計 |
|----------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 信託財産の純資産総額に対して | 年0.3456% (税抜0.32%) | 年0.2916% (税抜0.27%) | 年0.0432% (税抜0.04%) | 年0.6804% (税抜0.63%) |

上場投資信託証券等に投資する場合、当該上場投資信託証券等において報酬等がかかることがありますが、投資銘柄や組入比率は固定されていないため、事前に料率、上限額などを表示することができません。

<消費税率が10%になった場合は以下の通りとします。>

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.693%（税抜0.63%）の率を乗じて得た額とし、委託会社、販売会社、受託会社の間の配分は次の通りとします。

| | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 | 合計 |
|----------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 信託財産の純資産総額に対して | 年0.352% (税抜0.32%) | 年0.297% (税抜0.27%) | 年0.044% (税抜0.04%) | 年0.693% (税抜0.63%) |

上場投資信託証券等に投資する場合、当該上場投資信託証券等において報酬等がかかることがありますが、投資銘柄や組入比率は固定されていないため、事前に料率、上限額などを表示することができません。

(略)

(5)【課税上の取扱い】

<訂正前>

日本の居住者(法人を含む。)である投資者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

～ (略)

個人、法人の課税の取扱いについて

a. 個人の投資者に対する課税

(a) 収益分配金の課税について

[平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間]

支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、10.147%(所得税7.147%、地方税3%)の税率による源泉徴収が行われます。原則として、申告は不要です。

また、確定申告を行うことにより総合課税(配当控除なし)と申告分離課税(10.147%(所得税7.147%および地方税3%))のいずれかを選択することができます。

[平成26年1月1日以降]

支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%(所得税15.315%、地方税5%)の税率による源泉徴収が行われます。原則として、申告は不要です。

また、確定申告を行うことにより総合課税(配当控除なし)と申告分離課税(20.315%(所得税15.315%、地方税5%))のいずれかを選択することができます。

(b) 換金時および償還時の差益の課税について

[平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間]

換金時および償還時の差益(換金価額および償還価額から購入費用(購入時手数料および当該購入時手数料にかかる消費税等相当額を含みます。))を控除した利益)は、譲渡益として課税対象(譲渡所得等)となり、10.147%(所得税7.147%、地方税3%)の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座(源泉徴収口座)の利用が可能な場合があります。

[平成26年1月1日以降]

換金時および償還時の差益(換金価額および償還価額から購入費用(購入時手数料および当該購入時手数料にかかる消費税等相当額を含みます。))を控除した利益)は、譲渡益として課税対象(譲渡所得等)となり、20.315%(所得税15.315%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座(源泉徴収口座)の利用が可能な場合があります。

換金時および償還時に損失(譲渡損)が生じた場合には、確定申告することで、他の株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額(申告分離課税を選択したものに限り)との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

また、換金時および償還時の差益(譲渡益)については、他の株式等の譲渡損と損益を相殺することができます。

平成26年1月1日以降、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」がご利用になれます。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、NISAの口座では、特定口座や一般口座で生じた配当所得および譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

b. 法人の投資者に対する課税

[平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間]

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、7.147%（所得税7.147%、地方税の源泉徴収はありません。）の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、法人税の課税対象となりますが、益金不算入制度の適用はありません。

[平成26年1月1日以降]

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%、地方税の源泉徴収はありません。）の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、法人税の課税対象となりますが、益金不算入制度の適用はありません。

なお、税法が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

<訂正後>

日本の居住者（法人を含む。）である投資者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

～ （略）

個人、法人の課税の取扱いについて

a. 個人の投資者に対する課税

(a) 収益分配金の課税について

支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。原則として、申告は不要です。

また、確定申告を行うことにより総合課税（配当控除なし）と申告分離課税（20.315%（所得税15.315%、地方税5%））のいずれかを選択することができます。

(b) 換金時および償還時の差益の課税について

換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から購入費用（購入時手数料および当該購入時手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）は、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）の利用が可能な場合があります。

換金時および償還時に損失(譲渡損)が生じた場合には、確定申告することで、他の株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額(申告分離課税を選択したものに限りま

す。)との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

また、換金時および償還時の差益(譲渡益)については、他の株式等の譲渡損と損益を相殺することができます。

少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」がご利用になれます。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、NISAの口座では、特定口座や一般口座で生じた配当所得および譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

b. 法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税15.315%、地方税の源泉徴収はありません。)の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、法人税の課税対象となりますが、益金不算入制度の適用はありません。

なお、税法が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。
課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

原有価証券届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」につきまして、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

「i-mizuho中国株式インデックス」

(1)【投資状況】

(平成26年4月末現在)

| 資産の種類 | 金額(円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|-------------|---------|
| 株式 | 213,310,723 | 98.89 |
| 内 中国 | 139,559,760 | 64.70 |
| 内 香港 | 55,551,114 | 25.75 |
| 内 ケイマン諸島 | 18,199,849 | 8.44 |
| コール・ローン、その他の資産（負債控除後） | 2,396,214 | 1.11 |
| 純資産総額 | 215,706,937 | 100.00 |

(2)【投資資産】

(平成26年4月末現在)

【投資有価証券の主要銘柄】

| 順位 | 銘柄 | 国/地域 | 種類 | 業種 | 数量(口) | 簿価単価 (円) | 簿価金額 (円) | 評価単価 (円) | 評価金額 (円) | 投資比率 (%) |
|----|------------------------------|--------|----|-------------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 1 | CHINA CONSTRUCTION BANK - H | 中国 | 株式 | 銀行 | 273,000 | 77.53 | 21,167,516 | 71.44 | 19,503,666 | 9.04 |
| 2 | TENCENT HOLDINGS LTD | ケイマン諸島 | 株式 | ソフトウェア・サービス | 2,700 | 5,496.93 | 14,841,726 | 6,740.68 | 18,199,849 | 8.44 |
| 3 | CHINA MOBILE LTD | 香港 | 株式 | 電気通信サービス | 17,500 | 1,106.22 | 19,359,003 | 967.77 | 16,936,053 | 7.85 |
| 4 | IND & COMM BK OF CHINA-H | 香港 | 株式 | 銀行 | 241,000 | 68.67 | 16,549,535 | 61.78 | 14,889,968 | 6.90 |
| 5 | BANK OF CHINA LTD - H | 中国 | 株式 | 銀行 | 294,000 | 45.16 | 13,278,294 | 45.51 | 13,380,292 | 6.20 |
| 6 | PETROCHINA CO LTD-H | 中国 | 株式 | エネルギー | 80,000 | 113.98 | 9,118,915 | 118.67 | 9,493,848 | 4.40 |
| 7 | CNOOC LTD | 香港 | 株式 | エネルギー | 53,000 | 199.10 | 10,552,733 | 171.46 | 9,087,422 | 4.21 |
| 8 | CHINA SHENHUA ENERGY CO - H | 中国 | 株式 | エネルギー | 31,000 | 325.36 | 10,086,244 | 281.13 | 8,715,262 | 4.04 |
| 9 | AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H | 中国 | 株式 | 銀行 | 196,000 | 46.00 | 9,016,366 | 43.26 | 8,479,371 | 3.93 |
| 10 | CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H | 中国 | 株式 | エネルギー | 92,000 | 78.87 | 7,256,803 | 91.55 | 8,422,747 | 3.90 |
| 11 | CHINA MERCHANTS BANK-H | 中国 | 株式 | 銀行 | 45,500 | 187.21 | 8,518,274 | 183.36 | 8,343,234 | 3.87 |

| | | | | | | | | | | |
|----|------------------------------|----|----|-----------|---------|--------|-----------|--------|-----------|------|
| 12 | CHINA TELECOM CORP LTD-H | 中国 | 株式 | 電気通信サービス | 160,000 | 51.82 | 8,291,783 | 51.06 | 8,170,848 | 3.79 |
| 13 | CHINA LIFE INSURANCE CO-H | 中国 | 株式 | 保険 | 30,000 | 268.61 | 8,058,311 | 269.89 | 8,096,760 | 3.75 |
| 14 | CHINA OVERSEAS LAND & INVEST | 香港 | 株式 | 不動産 | 32,000 | 307.79 | 9,849,547 | 252.95 | 8,094,643 | 3.75 |
| 15 | PING AN INSURANCE GROUP CO-H | 中国 | 株式 | 保険 | 10,000 | 780.26 | 7,802,646 | 773.29 | 7,732,935 | 3.58 |
| 16 | CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H | 中国 | 株式 | 保険 | 22,000 | 363.02 | 7,986,541 | 325.45 | 7,160,076 | 3.32 |
| 17 | CHINA UNICOM HONG KONG LTD | 香港 | 株式 | 電気通信サービス | 44,000 | 156.25 | 6,875,335 | 148.70 | 6,543,028 | 3.03 |
| 18 | CHINA MINSHENG BANKING-H | 中国 | 株式 | 銀行 | 50,500 | 114.78 | 5,796,603 | 104.12 | 5,258,065 | 2.44 |
| 19 | BANK OF COMMUNICATIONS CO-H | 中国 | 株式 | 銀行 | 80,000 | 70.22 | 5,618,116 | 64.95 | 5,196,744 | 2.41 |
| 20 | GREAT WALL MOTOR COMPANY-H | 中国 | 株式 | 自動車・自動車部品 | 10,500 | 531.83 | 5,584,281 | 474.95 | 4,987,048 | 2.31 |
| 21 | CHINA CITIC BANK - H | 中国 | 株式 | 銀行 | 75,000 | 52.21 | 3,916,351 | 62.84 | 4,713,187 | 2.18 |
| 22 | ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-H | 中国 | 株式 | 素材 | 12,000 | 362.09 | 4,345,091 | 384.99 | 4,619,916 | 2.14 |
| 23 | PICC PROPERTY & CASUALTY -H | 中国 | 株式 | 保険 | 30,000 | 146.17 | 4,385,189 | 136.79 | 4,103,946 | 1.90 |
| 24 | CITIC SECURITIES CO LTD-H | 中国 | 株式 | 各種金融 | 8,500 | 205.45 | 1,746,356 | 209.03 | 1,776,789 | 0.82 |
| 25 | PEOPLE'S INSURANCE CO GROU-H | 中国 | 株式 | 保険 | 36,000 | 49.94 | 1,797,847 | 39.02 | 1,405,026 | 0.65 |

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別及び業種別投資比率

| 種類 | | 投資比率(%) |
|----|-------------|---------|
| 株式 | 業種 | |
| | 銀行 | 36.98 |
| | 保険 | 13.21 |
| | エネルギー | 16.56 |
| | 素材 | 2.14 |
| | 自動車・自動車部品 | 2.31 |
| | 各種金融 | 0.82 |
| | 不動産 | 3.75 |
| | ソフトウェア・サービス | 8.44 |
| | 電気通信サ - ビス | 14.67 |

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成26年4月末現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

| | 純資産総額(円) | | 1口当たりの純資産額(円) | |
|----------------|-------------|-------|---------------|-------|
| | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 第1期(平成26年5月2日) | 213,268,524 | (同左) | 0.9840 | (同左) |
| 平成25年9月末現在 | 207,779,673 | - | 1.0167 | - |
| 平成25年10月末現在 | 209,521,096 | - | 1.0253 | - |
| 平成25年11月末現在 | 230,579,806 | - | 1.1128 | - |
| 平成25年12月末現在 | 240,079,697 | - | 1.1013 | - |
| 平成26年1月末現在 | 215,627,218 | - | 0.9919 | - |
| 平成26年2月末現在 | 223,084,932 | - | 1.0077 | - |
| 平成26年3月末現在 | 222,771,351 | - | 1.0080 | - |
| 平成26年4月末現在 | 215,706,937 | - | 0.9951 | - |

【分配の推移】

| | 1口当たりの分配金(円) |
|--|--------------|
| | |

| | |
|-----|---|
| 第1期 | - |
|-----|---|

【収益率の推移】

| | 収益率(%) |
|-----|--------|
| 第1期 | 1.6 |

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額から設定時(設定日：平成25年9月3日)の基準価額を控除した額を、設定時基準価額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。なお、第1計算期間については、設定時基準価額10,000円(1口当たり)として計算しています。

(4) 【設定及び解約の実績】

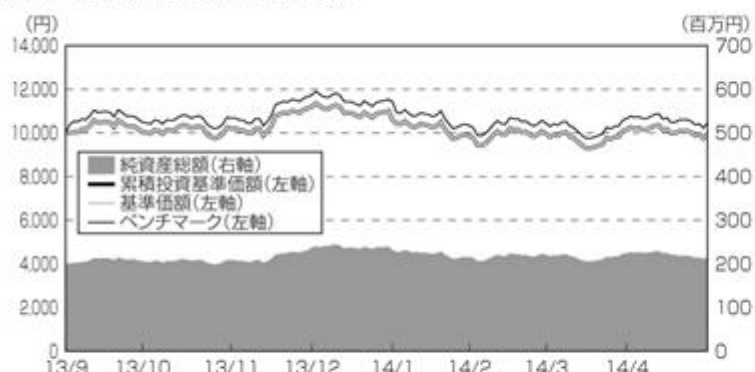
| | 設定数量(口) | 解約数量(口) | 発行済数量(口) |
|-----|-------------|------------|-------------|
| 第1期 | 236,552,834 | 19,821,364 | 216,731,470 |

(注) 設定口数には当初設定口数を含みます。

(参考情報)

運用実績(2014年4月30日現在)

基準価額・純資産の推移



- ※ 基準価額および累積投資基準価額は信託報酬控除後の値です。信託報酬等については、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。
- ※ 累積投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものととして算出しています。
- ※ ベンチマークは設定時を10,000として指数化しています。

分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

組入上位10銘柄(%)

| | 銘柄名 | 業種 | 比率 |
|----|------------------------------|-------------|-----|
| 1 | CHINA CONSTRUCTION BANK - H | 銀行 | 9.0 |
| 2 | TENCENT HOLDINGS LTD | ソフトウェア・サービス | 8.4 |
| 3 | CHINA MOBILE LTD | 電気通信サービス | 7.9 |
| 4 | IND & COMM BK OF CHINA-H | 銀行 | 6.9 |
| 5 | BANK OF CHINA LTD - H | 銀行 | 6.2 |
| 6 | PETROCHINA CO LTD-H | エネルギー | 4.4 |
| 7 | CNOOC LTD | エネルギー | 4.2 |
| 8 | CHINA SHENHUA ENERGY CO - H | エネルギー | 4.0 |
| 9 | AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H | 銀行 | 3.9 |
| 10 | CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H | エネルギー | 3.9 |

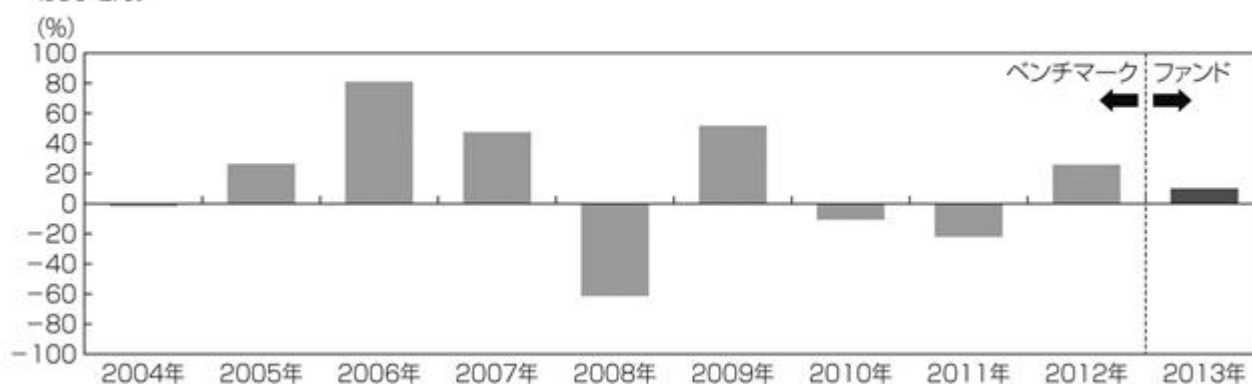
※ 比率は対純資産総額。

組入上位10業種(%)

| | 業種名 | 比率 |
|----|-------------|------|
| 1 | 銀行 | 37.0 |
| 2 | エネルギー | 16.6 |
| 3 | 電気通信サービス | 14.7 |
| 4 | 保険 | 13.2 |
| 5 | ソフトウェア・サービス | 8.4 |
| 6 | 不動産 | 3.8 |
| 7 | 自動車・自動車部品 | 2.3 |
| 8 | 素材 | 2.1 |
| 9 | 各種金融 | 0.8 |
| 10 | - | - |

年間収益率の推移

- ※ 2013年は設定日(9月3日)から年末までのファンドの収益率を表示しています。
- ※ ファンドの年間収益率は、決算時の分配金を非課税で再投資したものととして算出しています。
- ※ 2004年から2012年はベンチマークの年間収益率を表示しています。ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。



- ※ 運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではありません。
- ※ ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページにて開示しております。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

原有価証券届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表」につきまして、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)及び同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間(平成25年9月3日から平成26年5月2日まで)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【i-mizuho中国株式インデックス】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

| | | 第1期 |
|-----------------|--|---------------|
| | | (平成26年5月2日現在) |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | | 1,221,950 |
| コール・ローン | | 1,780,245 |
| 株式 | | 210,924,780 |
| 未収配当金 | | 100,600 |
| 流動資産合計 | | 214,027,575 |
| 資産合計 | | 214,027,575 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | | 480,198 |
| 未払受託者報酬 | | 15,268 |
| 未払委託者報酬 | | 225,400 |
| その他未払費用 | | 38,185 |
| 流動負債合計 | | 759,051 |
| 負債合計 | | 759,051 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | | 216,731,470 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | | 3,462,946 |
| (分配準備積立金) | | - |
| 元本等合計 | | 213,268,524 |
| 純資産合計 | | 213,268,524 |
| 負債純資産合計 | | 214,027,575 |

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 第1期 (自平成25年9月3日 至平成26年5月2日) |
|-------------------------|-----------------------------------|
| 営業収益 | |
| 受取配当金 | 1,093,554 |
| 受取利息 | 894 |
| 有価証券売買等損益 | 9,482,470 |
| 派生商品取引等損益 | 649,807 |
| 為替差損益 | 5,394,343 |
| 営業収益合計 | 3,643,486 |
| 営業費用 | |
| 受託者報酬 | 60,789 |
| 委託者報酬 | 897,416 |
| その他費用 | 418,773 |
| 営業費用合計 | 1,376,978 |
| 営業利益又は営業損失() | 5,020,464 |
| 経常利益又は経常損失() | 5,020,464 |
| 当期純利益又は当期純損失() | 5,020,464 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 | 270,430 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | - |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 1,967,218 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 1,967,218 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 139,270 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 139,270 |
| 分配金 | - |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 3,462,946 |

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１ 有価証券の評価基準及び評価方法

株式は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

（１）金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

（２）金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

（３）時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２ デリバティブの評価基準及び評価方法

（１）株価指数先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

（２）為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

３ 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

４ 収益及び費用の計上基準

（１）受取配当金の計上基準

受取配当金は原則として、株式の配当落ち日に予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。

（２）有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

５ その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | 第 1 期 (平成26年 5 月 2 日現在) |
|---|----------------------------|
| 1 当該計算期間の末日における受益権総数 | 216,731,470口 |
| 2 投資信託財産の計算に関する規則第 5 5 条の 6 第 1 0 号に規定する額 | 元本の欠損 3,462,946円 |
| 3 1 口当たり純資産額 | 0.9840円 |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 項目 | 第 1 期 (自 平成25年 9 月 3 日 至 平成26年 5 月 2 日) |
|----------|---|
| 分配金の計算過程 | 第 1 期計算期末における、費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除及び繰越欠損金填補後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(144,257円)、分配準備積立金(0円)により、分配対象収益は144,257円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。 |

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は株式であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「株価変動リスク」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株式関連では株価指数先物取引、通貨関連では為替予約取引であります。株価指数先物取引は、有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用目的で行っております。為替予約取引は外貨建有価証券の売買の決済等に伴い必要となる外貨の売買の為に、その受渡日までの数日間の為替予約を利用しております。なお、当ファンドは外貨建資産の為替変動リスクの低減を目的としており、投機を目的とする為替予約は行わない方針であります。株価指数先物取引に係る主要なリスクは、株式相場及び為替相場の変動による価格変動リスクであります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

| 第1期 (平成26年5月2日現在) | |
|----------------------|--|
| 1 | 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2 | 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 |
| 3 | 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |
| 4 | 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。 |

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

| 項目 | 第1期 (平成26年5月2日現在) |
|-----------|----------------------|
| 期首元本額 | 201,130,000円 |
| 期中追加設定元本額 | 35,422,834円 |
| 期中一部解約元本額 | 19,821,364円 |

2 有価証券関係

第1期(平成26年5月2日現在)

売買目的有価証券

| 種類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額(円) |
|----|----------------------|
| 株式 | 10,371,692 |
| 合計 | 10,371,692 |

3 デリバティブ取引関係

第1期(平成26年5月2日現在)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

| 通貨 | 銘柄 | 株式数 | 評価額 | | 備考 |
|------------------------------|------------------------------|-----------|-------------|---------------------------------|----|
| | | | 単価 | 金額 | |
| 香港ドル | CHINA MOBILE LTD | 17,500 | 73.700 | 1,289,750.000 | |
| | ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-H | 12,000 | 28.800 | 345,600.000 | |
| | CHINA OVERSEAS LAND & INVEST | 32,000 | 19.020 | 608,640.000 | |
| | PETROCHINA CO LTD-H | 80,000 | 8.980 | 718,400.000 | |
| | CHINA UNICOM HONG KONG LTD | 44,000 | 11.900 | 523,600.000 | |
| | CHINA PETROLEUM & CH | 92,000 | 6.850 | 630,200.000 | |
| | CHINA TELECOM CORP LTD-H | 160,000 | 3.980 | 636,800.000 | |
| | PICC PROPERTY & CASUALTY -H | 30,000 | 10.220 | 306,600.000 | |
| | GREAT WALL MOTOR COMPANY-H | 10,500 | 35.100 | 368,550.000 | |
| | CHINA LIFE INSURANCE CO-H | 30,000 | 19.980 | 599,400.000 | |
| | CNOOC LTD | 53,000 | 12.820 | 679,460.000 | |
| | TENCENT HOLDINGS LTD | 2,700 | 483.200 | 1,304,640.000 | |
| | PING AN INSURANCE GROUP CO-H | 10,000 | 57.350 | 573,500.000 | |
| | CHINA SHENHUA ENERGY | 31,000 | 21.000 | 651,000.000 | |
| | BANK OF COMMUNICATIONS CO-H | 80,000 | 4.820 | 385,600.000 | |
| | CHINA CONSTRUCTION B | 273,000 | 5.350 | 1,460,550.000 | |
| | BANK OF CHINA LTD - | 294,000 | 3.410 | 1,002,540.000 | |
| | CHINA MERCHANTS BANK-H | 45,500 | 13.840 | 629,720.000 | |
| | IND & COMM BK OF CHI | 241,000 | 4.620 | 1,113,420.000 | |
| | CHINA CITIC BANK - H | 75,000 | 4.620 | 346,500.000 | |
| | CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H | 22,000 | 24.300 | 534,600.000 | |
| | CHINA MINSHENG BANKING-H | 50,500 | 7.800 | 393,900.000 | |
| AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H | 196,000 | 3.250 | 637,000.000 | | |
| CITIC SECURITIES CO LTD-H | 8,500 | 15.560 | 132,260.000 | | |
| PEOPLE'S INSURANCE CO GROU-H | 36,000 | 2.970 | 106,920.000 | | |
| 香港ドル 小計 | | 1,926,200 | | 15,979,150.000 (210,924,780) | |
| 合計 | | | | 210,924,780 (210,924,780) | |

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

| 通貨 | 銘柄数 | 組入株式 時価比率 | 合計金額に 対する比率 |
|------|---------|--------------|----------------|
| 香港ドル | 株式 25銘柄 | 100% | 100% |

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

原有価証券届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」
につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

【i-mizuho中国株式インデックス】

(平成26年4月末現在)

【純資産額計算書】

| | |
|------------------|--------------|
| 資産総額 | 215,976,525円 |
| 負債総額 | 269,588円 |
| 純資産総額(-) | 215,706,937円 |
| 発行済数量 | 216,777,401口 |
| 1 単位当たり純資産額(/) | 0.9951円 |

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

2【事業の内容及び営業の概況】

原有価証券届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 2 事業の内容及び営業の概況」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成26年4月末現在、以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

| 種類 | | 本数 | 純資産総額 |
|--------|-----------|------|--------------|
| 公募投資信託 | 追加型株式投資信託 | 52本 | 263,378百万円 |
| | 単体型株式投資信託 | 2本 | 11,338百万円 |
| 私募投資信託 | | 75本 | 2,482,977百万円 |
| 合計 | | 129本 | 2,757,693百万円 |

3【委託会社の経理状況】

原有価証券届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

1．財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）第2条及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第27期事業年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3．財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

| | | 第26期 (平成25年3月31日現在) | 第27期 (平成26年3月31日現在) |
|--------------------|---|------------------------|------------------------|
| 資産の部 | | | |
| 流動資産 | | | |
| 現金・預金 | | 5,755 | 9,382 |
| 立替金 | | 6 | 5 |
| 前払費用 | | 113 | 115 |
| 未収入金 | 2 | 1,001 | 25 |
| 未収委託者報酬 | | 1,208 | 1,013 |
| 未収運用受託報酬 | | 2,566 | 2,523 |
| 未収収益 | 2 | 1,329 | 983 |
| 繰延税金資産 | | 373 | 423 |
| その他流動資産 | | 4 | 3 |
| 貸倒引当金 | | - | 244 |
| 流動資産計 | | 12,359 | 14,231 |
| 固定資産 | | | |
| 有形固定資産 | | | |
| 建物附属設備 | 1 | 1,688 | 1,551 |
| 器具備品 | 1 | 479 | 389 |
| 有形固定資産計 | | 2,168 | 1,940 |
| 無形固定資産 | | | |
| ソフトウェア | | 10 | 5 |
| のれん | | 1,582 | 1,208 |
| クライアント・リレーションシップ資産 | | 766 | 460 |
| その他の無形固定資産 | | 3 | 3 |
| 無形固定資産計 | | 2,363 | 1,677 |
| 投資その他の資産 | | | |
| 投資有価証券 | | - | 864 |
| 長期差入保証金 | | 958 | 1,031 |
| 前払年金費用 | | - | 216 |
| 長期前払費用 | | 43 | 34 |
| 長期末収入金 | | 207 | 112 |
| 繰延税金資産 | | 387 | 113 |
| 投資その他の資産計 | | 1,596 | 2,373 |
| 固定資産計 | | 6,128 | 5,992 |
| 資産合計 | | 18,488 | 20,223 |

| | 第26期 (平成25年3月31日現在) | 第27期 (平成26年3月31日現在) |
|--------------|------------------------|------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | 71 | 67 |
| 未払金 | | |
| 未払収益分配金 | 1 | 1 |
| 未払償還金 | 76 | 75 |
| 未払手数料 | 433 | 336 |
| その他未払金 | 6 | 52 |
| 未払費用 | 2 | 1,160 |
| 未払消費税等 | 38 | 66 |
| 未払法人税等 | 200 | 1,052 |
| 賞与引当金 | 343 | 415 |
| 役員賞与引当金 | 23 | 29 |
| 早期退職慰労引当金 | 75 | 68 |
| 流動負債計 | 2,432 | 3,075 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 2,737 | 2,737 |
| 退職給付引当金 | 12 | - |
| 資産除去債務 | 244 | 306 |
| 固定負債計 | 2,994 | 3,044 |
| 負債合計 | 5,426 | 6,119 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 2,435 | 2,435 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 2,316 | 2,316 |
| その他資本剰余金 | 3,846 | 3,846 |
| 資本剰余金合計 | 6,162 | 6,162 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 336 | 336 |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 4,128 | 5,129 |
| 利益剰余金合計 | 4,464 | 5,465 |
| 株主資本合計 | 13,062 | 14,063 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | - | 40 |
| 評価・換算差額等合計 | - | 40 |
| 純資産合計 | 13,062 | 14,103 |
| 負債・純資産合計 | 18,488 | 20,223 |

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

| | | 第26期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) | 第27期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) |
|-----------------------|---|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 営業収益 | | | |
| 委託者報酬 | | 3,991 | 4,620 |
| 運用受託報酬 | | 7,018 | 7,676 |
| その他営業収益 | 1 | 5,598 | 7,391 |
| 営業収益計 | | 16,608 | 19,688 |
| 営業費用 | | | |
| 支払手数料 | | 1,388 | 1,559 |
| 広告宣伝費 | | 215 | 288 |
| 公告費 | | 2 | - |
| 調査費 | | | |
| 調査費 | | 344 | 349 |
| 委託調査費 | 1 | 2,718 | 3,603 |
| 調査費計 | | 3,062 | 3,952 |
| 委託計算費 | | 125 | 107 |
| 営業雑経費 | | | |
| 通信費 | | 68 | 69 |
| 印刷費 | | 73 | 73 |
| 諸会費 | | 24 | 23 |
| 営業雑経費計 | | 165 | 166 |
| 営業費用計 | | 4,959 | 6,076 |
| 一般管理費 | | | |
| 給料 | | | |
| 役員報酬 | | 224 | 476 |
| 給料・手当 | | 3,304 | 3,363 |
| 賞与 | | 2,007 | 2,245 |
| 給料計 | | 5,536 | 6,085 |
| 退職給付費用 | | 253 | 229 |
| 福利厚生費 | | 620 | 631 |
| 事務委託費 | 1 | 1,015 | 1,227 |
| 交際費 | | 45 | 35 |
| 寄付金 | | 3 | 5 |
| 旅費交通費 | | 184 | 190 |
| 租税公課 | | 95 | 92 |
| 不動産賃借料 | | 700 | 730 |
| 水道光熱費 | | 99 | 101 |
| 固定資産減価償却費 | | 300 | 316 |
| のれん償却費 | | 632 | 661 |
| クライアント・リレーションシップ資産償却費 | | 306 | 306 |
| 資産除去債務利息費用 | | 3 | 3 |
| 諸経費 | | 312 | 367 |
| 一般管理費計 | | 10,110 | 10,985 |
| 営業利益 | | 1,537 | 2,626 |

| | 第26期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) | 第27期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) |
|--------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 営業外収益 | | |
| 為替差益 | 25 | 103 |
| 還付加算金等 | 2 | 0 |
| 雑益 | 11 | 1 |
| 営業外収益計 | 39 | 105 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 115 | 99 |
| 固定資産除却損 | 6 | - |
| 雑損 | 27 | 55 |
| 営業外費用計 | 149 | 155 |
| 経常利益 | 1,428 | 2,576 |
| 特別利益 | | |
| 特別利益計 | - | - |
| 特別損失 | | |
| 特別退職金 | 246 | 112 |
| 事務過誤取引損 | 445 | - |
| 特別損失計 | 692 | 112 |
| 税引前当期純利益 | 736 | 2,463 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 177 | 1,104 |
| 法人税等調整額 | 402 | 357 |
| 当期純利益 | 156 | 1,001 |

（ 3 ） 【株主資本等変動計算書】

第26期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | |
|-------------------------|-------|-------|----------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 平成24年4月1日残高 | 2,435 | 2,316 | 3,846 | 6,162 |
| 事業年度中の変動額 | | | | |
| 当期純利益 | | | | |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | - | - | - | - |
| 平成25年3月31日残高 | 2,435 | 2,316 | 3,846 | 6,162 |

| | 株主資本 | | | | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-------------------------|-------|----------|---------|--------|--------------|------------|--------|
| | 利益準備金 | 利益剰余金 | | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| | | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | | | |
| 平成24年4月1日残高 | 336 | 3,972 | 4,308 | 12,906 | - | - | 12,906 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | |
| 当期純利益 | | 156 | 156 | 156 | | | 156 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） | | | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | - | 156 | 156 | 156 | - | - | 156 |
| 平成25年3月31日残高 | 336 | 4,128 | 4,464 | 13,062 | - | - | 13,062 |

第27期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | |
|-------------------------|-------|-------|----------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 平成25年4月1日残高 | 2,435 | 2,316 | 3,846 | 6,162 |
| 事業年度中の変動額 | | | | |
| 当期純利益 | | | | |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | - | - | - | - |
| 平成26年3月31日残高 | 2,435 | 2,316 | 3,846 | 6,162 |

| | 株主資本 | | | | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-------------------------|-------|----------|---------|--------|--------------|------------|--------|
| | 利益準備金 | 利益剰余金 | | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| | | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | | | |
| 平成25年4月1日残高 | 336 | 4,128 | 4,464 | 13,062 | - | - | 13,062 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | |
| 当期純利益 | | 1,001 | 1,001 | 1,001 | | | 1,001 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） | | | | | 40 | 40 | 40 |
| 事業年度中の変動額合計 | - | 1,001 | 1,001 | 1,001 | 40 | 40 | 1,041 |
| 平成26年3月31日残高 | 336 | 5,129 | 5,465 | 14,063 | 40 | 40 | 14,103 |

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品2～15年であります。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

のれん及びクライアント・リレーションシップ資産の償却方法については、その効果の及ぶ期間（5～9年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金の計上方法

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金の計上方法

旧退職金制度

 適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職金制度に基づく給付額を保証しているため、期末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。

確定拠出年金制度

 確定拠出年金制度（DC）による退職年金制度を有しております。

確定給付年金制度

 キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。

 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、ポイント基準によっております。

 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。

(3) 賞与引当金の計上方法

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金の計上方法

役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(5) 早期退職慰労引当金の計上方法

早期退職慰労の支払に備えて、早期退職慰労支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

[注記事項]

（貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額

| | 前事業年度 (平成25年3月31日) | 当事業年度 (平成26年3月31日) |
|--------|-----------------------|-----------------------|
| 建物附属設備 | 608 百万円 | 820 百万円 |
| 器具備品 | 661 百万円 | 757 百万円 |

2 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

| | 前事業年度 (平成25年3月31日) | 当事業年度 (平成26年3月31日) |
|------|-----------------------|-----------------------|
| 未収収益 | 381 百万円 | 484 百万円 |
| 未払費用 | 204 百万円 | 76 百万円 |
| 未収入金 | 243 百万円 | 16 百万円 |

3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (平成25年3月31日) | 当事業年度 (平成26年3月31日) |
|---------|-----------------------|-----------------------|
| 当座貸越極度額 | 1,000 百万円 | 1,000 百万円 |
| 借入実行残高 | - | - |
| 差引額 | 1,000 百万円 | 1,000 百万円 |

（損益計算書関係）

1 関係会社に対する営業収益及び営業費用

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

| | 前事業年度 (平成25年3月31日) | 当事業年度 (平成26年3月31日) |
|---------|-----------------------|-----------------------|
| その他営業収益 | 1,865 百万円 | 2,728 百万円 |
| 委託調査費 | 379 百万円 | 548 百万円 |
| 事務委託費 | 125 百万円 | 122 百万円 |

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

| | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|----|----|--------|
| 普通株式（株） | 10,158 | - | - | 10,158 |

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

| | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|----|----|--------|
| 普通株式（株） | 10,158 | - | - | 10,158 |

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については関連当事者からの長期借入に限定しています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。

営業債務である未払手数料はその全てが1年以内の支払期日となっております。

長期借入金は主に運転資金及び過去における経営統合時に必要とされた資金調達です。

営業債務や借入金は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いものについては含めておりません。

前事業年度（平成25年3月31日）

| | 貸借対照表計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|--------------|-------------------|-------------|-------------|
| (1) 現金・預金 | 5,755 | 5,755 | - |
| (2) 未収委託者報酬 | 1,208 | 1,208 | - |
| (3) 未収運用受託報酬 | 2,566 | 2,566 | - |
| (4) 未収収益 | 1,329 | 1,329 | - |
| (5) 長期差入保証金 | 958 | 935 | 23 |
| 資産計 | 11,819 | 11,796 | 23 |
| (1) 未払手数料 | 433 | 433 | - |
| (2) 未払費用 | 1,160 | 1,160 | - |
| (3) 長期借入金 | 2,737 | 3,118 | 381 |
| 負債計 | 4,331 | 4,712 | 381 |

当事業年度（平成26年3月31日）

| | 貸借対照表計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|--------------|-------------------|-------------|-------------|
| (1) 現金・預金 | 9,382 | 9,382 | - |
| (2) 未収委託者報酬 | 1,013 | 1,013 | - |
| (3) 未収運用受託報酬 | 2,523 | | |
| 貸倒引当金（*） | 244 | | |
| | 2,279 | 2,279 | - |
| (4) 未収収益 | 983 | 983 | - |
| (5) 長期差入保証金 | 1,031 | 1,012 | 18 |
| 資産計 | 14,689 | 14,670 | 18 |
| (1) 未払手数料 | 336 | 336 | - |
| (2) 未払費用 | 909 | 909 | - |
| (3) 長期借入金 | 2,737 | 3,065 | 327 |
| 負債計 | 3,983 | 4,311 | 327 |

（*）未収運用受託報酬に個別に計上している個別貸倒引当金を控除しております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5) 長期差入保証金

事務所敷金の時価については、事務所の敷金を当該賃貸借契約期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。また従業員社宅敷金の時価については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。

負 債

(1) 未払手数料、(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 長期借入金

長期借入金のうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成25年3月31日）

| | 1年以内 (百万円) | 1年超 5年以内 (百万円) | 5年超 10年以内 (百万円) | 10年超 (百万円) |
|--------------|---------------|----------------------|-----------------------|---------------|
| (1) 現金・預金 | 5,755 | - | - | - |
| (2) 未収委託者報酬 | 1,208 | - | - | - |
| (3) 未収運用受託報酬 | 2,566 | - | - | - |
| (4) 未収収益 | 1,329 | - | - | - |
| (5) 長期差入保証金 | - | - | 958 | - |
| 合計 | 10,860 | - | 958 | - |

当事業年度（平成26年3月31日）

| | 1年以内 (百万円) | 1年超 5年以内 (百万円) | 5年超 10年以内 (百万円) | 10年超 (百万円) |
|--------------|---------------|----------------------|-----------------------|---------------|
| (1) 現金・預金 | 9,382 | - | - | - |
| (2) 未収委託者報酬 | 1,013 | - | - | - |
| (3) 未収運用受託報酬 | 2,279 | - | - | - |
| (4) 未収収益 | 983 | - | - | - |
| (5) 長期差入保証金 | - | 957 | 54 | 20 |
| 合計 | 13,658 | 957 | 54 | 20 |

(注3) 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（平成25年3月31日）

| | 1年以内 (百万円) | 1年超 2年以内 (百万円) | 2年超 3年以内 (百万円) | 3年超 4年以内 (百万円) | 4年超 5年以内 (百万円) | 5年超 (百万円) |
|-------|---------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--------------|
| 長期借入金 | - | - | - | - | - | 2,737 |
| 合計 | - | - | - | - | - | 2,737 |

当事業年度（平成26年3月31日）

| | 1年以内 (百万円) | 1年超 2年以内 (百万円) | 2年超 3年以内 (百万円) | 3年超 4年以内 (百万円) | 4年超 5年以内 (百万円) | 5年超 (百万円) |
|-------|---------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--------------|
| 長期借入金 | - | - | - | - | - | 2,737 |
| 合計 | - | - | - | - | - | 2,737 |

(有価証券関係)

前事業年度（平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成26年3月31日）

その他有価証券

| 区分 | 貸借対照表 計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|--------------------------------|-----------------------|---------------|-------------|
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの その他 | 864 | 800 | 64 |
| 合計 | 864 | 800 | 64 |

(退職給付関係)

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、平成21年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（確定拠出年金制度及び確定給付年金制度）を承継しました。また、平成23年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の確定給付年金制度に移行しました。従って、平成23年1月1日以降、からの三つの制度を有しています。

2. 退職給付債務に関する事項

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (平成25年3月31日) |
|-----------------|-----------------------|
| (1) 退職給付債務 | 1,541 |
| (2) 年金資産 | 1,710 |
| (3) 未積立退職給付債務 | 168 |
| (4) 未認識過去勤務債務 | 38 |
| (5) 未認識数理計算上の差異 | 141 |
| (6) 退職給付引当金 | 12 |

3. 退職給付費用に関する事項

（単位：百万円）

| | 前事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日) |
|--------------------|---|
| (1) 勤務費用等 | 216 |
| (2) 利息費用 | 17 |
| (3) 期待運用収益 | 31 |
| (4) 過去勤務債務の費用処理額 | 4 |
| (5) 数理計算上の差異の費用処理額 | 1 |
| (6) 確定拠出年金に係る要拠出額 | 54 |
| 退職給付費用合計 | 253 |
| (7) 特別退職金 | 246 |
| 合計 | 499 |

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法

ポイント基準

(2) 割引率

| 前事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日) |
|---|
| 1.0% |

(3) 期待運用収益率

| 前事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日) |
|---|
| 2.0% |

(4) 過去勤務債務の額の処理年数

発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。

(5) 数理計算上の差異の処理年数

発生の翌事業年度から9年で処理しております。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、平成21年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（確定拠出年金制度及び確定給付年金制度）を承継しました。また、平成23年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の確定給付年金制度に移行しました。従って、平成23年1月1日以降、からの三つの制度を有しています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

| | 当事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日) |
|--------------|---|
| 退職給付債務の期首残高 | 1,541 |
| 勤務費用 | 197 |
| 利息費用 | 14 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 26 |
| 退職給付の支払額 | 200 |
| 退職給付債務の期末残高 | 1,580 |

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

| | 当事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日) |
|--------------|---|
| 年金資産の期首残高 | 1,710 |
| 期待運用収益 | 17 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 121 |
| 事業主からの拠出額 | 402 |
| 退職給付の支払額 | 200 |
| 年金資産の期末残高 | 2,050 |

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

| | 当事業年度 (平成26年3月31日) |
|---------------------|-----------------------|
| 積立型制度の退職給付債務 | 1,531 |
| 年金資産 | 2,050 |
| | 519 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 49 |
| 未積立退職給付債務 | 470 |
| 未認識数理計算上の差異 | 219 |
| 未認識過去勤務費用 | 34 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 216 |
| 退職給付引当金 | - |
| 前払年金費用 | 216 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 216 |

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

| | 当事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日) |
|-------------------|---|
| 勤務費用 | 197 |
| 利息費用 | 14 |
| 期待運用収益 | 17 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 16 |
| 過去勤務費用の処理額 | 4 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用合計 | 174 |
| 特別退職金 | 112 |
| 合計 | 286 |

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

| | 当事業年度 (平成26年3月31日) |
|------|-----------------------|
| 合同運用 | 100% |
| 合計 | 100% |

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券68%、株式29%及びその他3%となっております。

長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

| | 当事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日) |
|-----------|---|
| 割引率 | 1.0% |
| 長期期待運用収益率 | 1.0% |

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、55百万円 でありました。

4. 追加情報

当事業年度より、「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 改正平成24年5月17日）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 改正平成24年5月17日）を適用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 前事業年度 (平成25年3月31日) | 当事業年度 (平成26年3月31日) |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 損金計上事務過誤取引 | 168 百万円 | 188 百万円 |
| 未払費用 | 197 " | 184 " |
| 賞与引当金 | 125 " | 139 " |
| 資産除去債務 | 87 " | 109 " |
| 資産調整勘定 | - " | 90 " |
| 未払事業税 | 21 " | 77 " |
| 早期退職慰労引当金 | 28 " | 24 " |
| 退職給付引当金 | 16 " | 17 " |
| 有形固定資産 | 12 " | 2 " |
| その他 | 8 " | 31 " |
| 税務上の繰越欠損金 | 443 " | - " |
| 繰延税金資産合計 | 1,110 " | 867 " |
| 繰延税金負債 | | |
| 無形固定資産 | 287 " | 163 " |
| 退職給付引当金 | 12 " | 94 " |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 47 " | 43 " |
| その他有価証券評価差額金 | - " | 24 " |
| その他 | 3 " | 3 " |
| 繰延税金負債合計 | 350 " | 330 " |
| 繰延税金資産の純額 | 760 " | 537 " |

(注) 前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

| | 前事業年度 (平成25年3月31日) | 当事業年度 (平成26年3月31日) |
|---------------|-----------------------|-----------------------|
| 流動資産 - 繰延税金資産 | 373 百万円 | 423 百万円 |
| 固定資産 - 繰延税金資産 | 387 " | 113 " |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

| | 前事業年度 | | 当事業年度 | |
|----------------------|--------------|---|--------------|---|
| | (平成25年3月31日) | | (平成26年3月31日) | |
| 法定実効税率 | 38.0 | % | 38.0 | % |
| (調整) | | | | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 9.2 | " | 10.3 | " |
| 損金不算入ののれん償却額 | 32.7 | " | 10.2 | " |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | - | " | 1.5 | " |
| その他 | 1.1 | " | 0.6 | " |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 78.8 | % | 59.4 | % |

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月30日に公布され、平成26年4月1日以降に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は、37百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(企業結合等関係)

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及び事業内容

被取得企業の名称：MGPA Japan LLC

事業の内容： 国際プライベート・エクイティ不動産投資顧問業

企業結合を行った理由

不動産投資顧問事業を当社の運用ラインアップに加えることにより、当社の収益源をより多様化させることを目的としております。

企業結合日

平成25年10月5日

企業結合の法的形式

事業譲受

結合後企業の名称

ブラックロック・ジャパン株式会社

取得企業を決定するに至った主な根拠

対価の種類が現金であるため、当該現金を交付した当社を取得企業としております。

(2) 財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

平成25年10月5日から平成26年3月31日まで

(3) 取得した事業の取得原価及びその内訳

| | | |
|------------|--------|--------|
| 取得の対価 | 現金 | 398百万円 |
| 取得に直接要した費用 | 弁護士費用等 | 91百万円 |
| 取得原価（注） | | 489百万円 |

（注）当該取得原価は調整される可能性があります。

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれん

288百万円（注）

（注）当該のれんは調整される可能性があります。

発生原因

主として当該企業結合により運用商品の多様化から期待される超過収益力であります。

償却の方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

| | |
|------|--------|
| 流動資産 | 8百万円 |
| 固定資産 | 272百万円 |
| 資産合計 | 281百万円 |
| 流動負債 | 73百万円 |
| 負債合計 | 73百万円 |

(6) 企業結合が当事業年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当事業年度の損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

金額の重要性が乏しいため、記載しておりません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該定期建物賃貸借契約上の賃貸借期間10年と見積り、割引率は1.5%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日) | 当事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日) |
|-----------------|---|---|
| 期首残高 | 240 | 244 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | - | 23 |
| 時の経過による調整額 | 3 | 3 |
| 見積りの変更による増加額 | - | 35 |
| 期末残高 | 244 | 306 |

4. 当該資産除去債務の見積りの変更

当事業年度において、一部の資産について資産の除去時点において必要とされる除去費用が、固定資産取得時における見積額を超過する見込みであることが明らかになったことから、見積もりの変更による増加額を35百万円加算しております。

(セグメント情報等)

前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

| | 委託者報酬 | 運用受託報酬 | その他 | 合計 |
|----------|-------|--------|-------|--------|
| 外部顧客営業収益 | 3,991 | 7,018 | 5,598 | 16,608 |

(2) 地域ごとの情報

売上高

(単位：百万円)

| 日本 | 北米 | その他 | 合計 |
|--------|-------|-------|--------|
| 10,991 | 4,445 | 1,171 | 16,608 |

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

政府系機関に対するものを除き、営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位：百万円)

| 相手先 | 営業収益 | 関連するセグメント名 |
|---------------------------------|-------|------------|
| ブラックロック・ファイナンシャル・ マネジメント・インク | 1,865 | 投資運用業 |

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

| | 委託者報酬 | 運用受託報酬 | その他 | 合計 |
|----------|-------|--------|-------|--------|
| 外部顧客営業収益 | 4,620 | 7,676 | 7,391 | 19,688 |

(2) 地域ごとの情報

売上高

(単位：百万円)

| 日本 | 北米 | その他 | 合計 |
|--------|-------|-------|--------|
| 11,591 | 6,300 | 1,796 | 19,688 |

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

| 相手先 | 営業収益 | 関連するセグメント名 |
|---------------------------------|-------|------------|
| ブラックロック・ファイナンシャル・ マネジメント・インク | 2,728 | 投資運用業 |

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-----|---|-------------------|--------------------|------------------------------|--------------------|---------------------|------------|-----------|------|-----------|
| 親会社 | ブラックロック・インク | 米国 ニューヨーク州 | 2百万 米ドル | 資産運用 会社等の 事業の支 配・管理 | (被所有) 間接 100 | グローバル 契約の締結 | 保険金 の受取 | 229 | 未収入金 | 229 |
| 親会社 | ブラック ロック・ ファイナ ンシャル・マネ ジメン ト・イン ク | 米国 ニュー ヨーク州 | 9,429 百万 米ドル | 投資 顧問業 | (被所有) 間接 100 | 投資顧問 契約の 再委任等 | 運用 受託報酬 | 0 | 未収収益 | 381 |
| | | | | | | | 受入 手数料 | 1,865 | | |
| | | | | | | | 委託 調査費 | 379 | 未払費用 | 204 |
| | | | | | | | 事務 委託費 | 125 | | |

当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

| 種類 | 会社等の 名称又は 氏名 | 所在地 | 資本金又 は出資金 | 事業の 内容又は 職業 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合(%) | 関連 当事者 との 関係 | 取引の 内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|-----|---|-------------------|--------------------|-------------------|-------------------------------|-----------------------|-------------|---------------|------|---------------|
| 親会社 | ブラック ロック・ ファイナ ンシャル・マネ ジメン ト・イン ク | 米国 ニュー ヨーク州 | 9,429 百万 米ドル | 投資 顧問業 | (被所有) 間接 100 | 投資顧問 契約の 再委任等 | 運用 受託報酬 | 0 | 未収収益 | 484 |
| | | | | | | | その他 営業収益 | 2,728 | | |
| | | | | | | | 委託 調査費 | 548 | 未払費用 | 76 |
| | | | | | | | 事務 委託費 | 122 | | |

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

| 種類 | 会社等の 名称又は 氏名 | 所在地 | 資本金又は 出資金 | 事業の 内容又は 職業 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合(%) | 関連 当事者 との 関係 | 取引の 内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|---------------------|--|------------------------------------|-------------------------|------------------------------|-------------------------------|-----------------------|------------|---------------|-----------|---------------|
| 同一の 親会社を 持つ会社 | ブラック ロック (シンガ ポール) リミテッド | シンガ ポール | 2百万 シンガ ポール ドル | 投資 顧問業 | なし | 運用権限の 再委託等 | 費用 の立替 | 734 | 未収入金 | 734 |
| | | | | | | | 受入手数料 | 83 | 未収収益 | 9 |
| 同一の 親会社を 持つ会社 | ブラック ロック・イ ンステイ ション・シ ュティ ナル・トラ スト・カン パニー、エ ヌ、エイ | 米国 カリフォ ルニア州 | 150万 米ドル | 投資 顧問業 | なし | 運用権限の 再委託等 | 運用 受託報酬 | 61 | 未収収益 | 482 |
| | | | | | | | 受入手数料 | 1,152 | | |
| | | | | | | | 委託調査費 | 874 | 未払費用 | 123 |
| | | | | | | | 事務委託費 | 48 | | |
| 同一の 親会社を 持つ会社 | ブラック ロック・ ルック ス・フィ ン・コ ・ S.a.r.l. | ルクセン ブルグ 大公国 ルクセン ブルグ市 | 2百万 米ドル | 資産運用 会社等の 事業の支 配・管理 | なし | ローン 借入 | 資金 の返済 | 2,500 | 長期 借入金 | 2,737 |
| | | | | | | | 支払利息 | 115 | 未払利息 | - |

当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

| 種類 | 会社等の 名称又は 氏名 | 所在地 | 資本金又 は出資金 | 事業の 内容又は 職業 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合(%) | 関連 当事者 との 関係 | 取引の 内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|---------------------|---|------------------------------------|--------------|------------------------------|-------------------------------|-----------------------|-----------|---------------|-----------|---------------|
| 同一の 親会社を 持つ会社 | ブラック ロック・ ルック ス・フィ ン コ ・ S.a.r.l. | ルクセン ブルグ 大公国 ルクセン ブルグ市 | 2百万 米ドル | 資産運用 会社等の 事業の支 配・管理 | なし | ローン 借入 | 資金 の借入 | - | 長期 借入金 | 2,737 |
| | | | | | | | 支払利息 | 99 | 未払利息 | - |

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 運用受託報酬については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (2) 受入手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (3) 委託調査費については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (4) 事務委託費については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (5) 保険金の受取条件については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (6) 支払利息については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は差し入れておりません。
- (7) 費用の立替の支払条件については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (8) 長期借入金の期末残高は劣後特約付借入金に係るものであります。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

ブラックロック・インク(ニューヨーク証券取引所に上場)

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク(非上場)

(1株当たり情報)

| | 前事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日) | 当事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日) |
|--------------|---|---|
| 1株当たり純資産額 | 1,285,919 円 88 銭 | 1,388,434 円 66 銭 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 15,357 円 37 銭 | 98,560 円 04 銭 |

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 前事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日) | 当事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日) |
|--------------------|---|---|
| 当期純利益 (百万円) | 156 | 1,001 |
| 普通株主に帰属しない金額 (百万円) | - | - |
| 普通株式に係る当期純利益 (百万円) | 156 | 1,001 |
| 普通株式の期中平均株式数 (株) | 10,158 | 10,158 |

5【その他】

全文訂正につき、訂正後の内容を記載いたします。

<訂正後>

定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

| 変更年月日 | 変更事項 |
|-------------|--|
| 平成19年9月18日 | 証券業登録に伴う商号変更（「パークレイズ・グローバル・インベスターズ証券投信投資顧問株式会社」に変更）のため、定款変更を行いました。 |
| 平成19年9月30日 | 商号変更（「パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社」に変更）のため、定款変更を行いました。 |
| 平成19年9月30日 | 公告の方法を変更するため、定款変更を行いました。 |
| 平成19年12月27日 | 事業を営むことの目的を変更するため、定款変更を行いました。 |
| 平成20年7月1日 | グループ会社の1つであるパークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社を吸収合併し、それに伴い資本金の額を変更いたしました。 |
| 平成20年7月1日 | 株式取扱規則に関する記述を追加するため、定款変更を行いました。 |
| 平成21年6月22日 | 本店所在地変更のため、定款変更を行いました。 |
| 平成21年12月2日 | ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 商号変更（「ブラックロック・ジャパン株式会社」に変更）および定款変更を行いました。 |
| 平成23年4月1日 | グループ会社であるブラックロック証券株式会社を吸収合併し、それに先立ち定款変更および資本金の額の変更を行いました。 |
| 平成25年10月5日 | MGPA Japan LLCより不動産投資関連の事業を譲受し、それに先立ち定款変更を行いました。 |

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

全文訂正につき、訂正後の内容を記載いたします。

< 訂正後 >

(1) 受託会社

- ・名称 : みずほ信託銀行株式会社
- ・資本金の額 : 247,369百万円（平成26年3月末現在）
- ・事業の内容 : 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

< 参考：再信託受託会社の概要 >

- ・名称 : 資産管理サービス信託銀行株式会社
- ・資本金の額 : 50,000百万円（平成26年3月末現在）
- ・事業の内容 : 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
- ・再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（資産管理サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

| 名称 | 資本金の額(百万円) (平成26年3月末現在) | 事業の内容 |
|-----------|----------------------------|-------------------------------|
| 株式会社みずほ銀行 | 1,404,065 | 銀行法に基づき、銀行業を営んでおります。 |
| みずほ証券株式会社 | 125,167 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |

(3) 投資顧問会社

- ・名称 : ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ、
(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)
- ・資本金の額 : 1,500,000米ドル(円貨換算^{*} 141百万円、平成26年3月末現在)
^{*} 米ドルの円貨換算は、平成26年3月末日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=102.92円)によります。
- ・事業の内容 : 投資運用業を営んでいます。